

介護サービスを利用できるまでの流れ

要介護者(ねたきりや痴呆等)
のいる家族

1. 申請

本人または家族が、介護を必要としていることを認定してもらうために、保健福祉課・介護保険係に申請します。

2. 調査

調査員が訪問し、本人の心身の状態や日常生活の自立度などを調査票に記入していきます。

6. 認定結果の通知

町は、判定結果に基づいて要介護の認定を行い、介護保険証に記入して本人に通知します。

7. 介護サービス計画

本人と家族の希望をいれて、介護支援専門員がいろいろなサービスを組み合わせて、限度額の範囲内で本人にあった介護サービス計画(ケアプラン)を作成します。

8. サービスの利用

計画に基づいた介護サービスを利用します。介護サービスを利用した場合、費用の1割が利用者負担となります。(平成12年4月から)



介護が必要と思ったら
早め早めに要介護認定の
申請をしましょう

3. コンピュータ判定

●一次判定
コンピュータによる一次判定を行います。

4. かかりつけ医の意見書

かかりつけの医師に意見書を作成してもらいます。

5. 審査認定

●二次判定
一次判定の調査結果と、医師の意見書をもとに、保健・医療・福祉の専門家で構成される「介護認定審査会」で、介護が必要かどうか、どの程度必要かを審査判定します。



介護認定審査会

申請・保健福祉課 介護保険係
問合せ先 ☎(84)1158